

京都市立芸術大学全学国際交流委員会規程

(平成 24 年 4 月 1 日理事長決定)

(平成 25 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 28 年 3 月 28 日一部改正)

(令和 2 年 1 月 1 日一部改正)

(令和 2 年 12 月 1 日一部改正)

(設置)

第 1 条 京都市立芸術大学に全学国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、京都市立芸術大学における教育・学術・文化の国際交流活動を円滑に行うため、必要な事項を企画、審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長又は副学長
- (2) 副理事長又は理事（国際交流担当）
- (3) 各学部長
- (4) 各研究科長
- (5) 日本伝統音楽研究センター所長
- (6) 芸術資源研究センター所長
- (7) 美術学部教授会から選出された教員 1 名
- (8) 音楽学部教授会から選出された教員 1 名
- (9) 日本伝統音楽研究センター教授会から選出された教員 1 名
- (10) 芸術資源研究センター運営委員会から選出された教員 1 名
- (11) 事務局長
- (12) インターナショナル・コーディネータ 2 名
- (13) その他学長が必要と認めた者

2 前項第 1 号から第 6 号まで及び同第 11 号の委員は、他の号の委員を兼ねることができる。

(委員の任期)

第4条 前条第1項第1号から第6号まで及び第11号に掲げる委員の任期は、当該職の任期によるものとし、前項各号以外に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員でない者の出席を求めることができる。

(企画推進部会)

第6条 国際交流に関する調査、企画立案、留学生や関係機関との協議等を実施するため企画推進部会を置くことができる。

2 企画推進部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、教務学生課において処理する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。